

新年度に向けて手続きの準備をお願いします

〔給付グループ/TEL: 045-210-8179(直通) または 8179~8182(県庁内線)〕

【被扶養者が就職等した場合】

被扶養者が就職等により他の健康保険制度に加入した場合や収入超過した場合は、「被扶養者申告書【取消用】」(給付様式第2-1-2号)と就職したことがわかる書類等を速やかに所属所を經由して給付グループに提出し、認定取消の手続きを行ってください。

その際、共済組合の被扶養者証を返却していただきますが、万が一、他の健康保険制度に加入後、被扶養者証を使用して医療機関等を受診した場合は、後日、組合員に医療費を返還していただきます。

手続きを
忘れずに!



【扶養手当が終了した場合】

3月末で扶養手当の支給が終了した被扶養者を4月以降も引き続き認定する場合は、来年度の検認事務で被扶養者の収入や組合員との生計維持関係を確認しますので、被扶養者のアルバイト等の給与明細や、最新の年金通知、確定申告の写し、送金の証明等を保管しておいてください。 ※ 就職等で被扶養者の取消手続きをしないことで、検認事務の際に遡って取消とならないよう、留意してください。

【転居した場合】

組合員や被扶養者が転居した場合は、「組合員証等記載事項等変更(訂正)申告書」(給付様式第3-1号)を速やかに所属所を經由して給付グループに提出し、住所変更の手続きを行ってください。組合員と被扶養者が別居となった場合は、組合員からの送金額が、『被扶養者の収入額と、組合員および他の扶養義務者の送金額の合計』に占める組合員の送金額の割合が3分の1以上であることが認定要件です。

育児休業手当金受給中の方へ



育児休業手当金請求書の様式が変更になりました。変更後の様式は、公立学校共済組合神奈川支部ホームページの様式ダウンロード(短期給付編)からダウンロードできます。

短期給付金振込口座の確認をお願いします

短期給付金を振り込む口座は、組合員が指定した金融機関の口座を登録しています。最新の口座情報を申請していない場合、給付金の支給ができませんので、ご注意ください。

短期給付金振込口座は給与支払口座とは連携していませんので、変更する場合は、必ず「短期給付金口座振込申出書」(給付様式第5-1号)で、口座変更の手続きを行ってください。

なお、組合員証(健康保険証)の氏名を変更する場合は、「組合員証等記載事項等変更(訂正)申告書」(給付様式第3-1号)で手続きを行うと、口座名義も変更されます。組合員証の氏名と口座名義が同一でなければ振り込みができないため、組合員証の氏名変更の手続きを行った場合は、速やかに金融機関の口座名義変更の手続きも行ってください。

- 共済組合に登録している口座を解約していませんか?
- 統廃合により金融機関や支店が変更になっていませんか?

